

○国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考等に関する規程

(平成 18 年 2 月 23 日学長選考会議規則第 180 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人秋田大学学長選考会議規程(平成 16 年 5 月 18 日規則第 147 号)第 2 条第 1 号の規定に基づき、国立大学法人秋田大学長(以下「学長」という。)候補者の選考及び学長解任の審議等について定める。

第 2 章 学長候補者の選考

(選考の機関)

第 2 条 学長候補者の選考は、国立大学法人秋田大学学長選考会議(以下「選考会議」という。)が行う。

(選考の事由及び時期)

第 3 条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任したとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第 1 号の場合は任期満了の少なくとも 3 か月前から、同項第 2 号、第 3 号及び第 4 号の場合は速やかに開始するものとする。

(学長候補者の推薦)

第 4 条 選考会議は、第 9 条に定める意向聴取投票資格者から推薦を受けた者又は選考会議委員が推薦した者を学長候補者とする。

2 前項の推薦は、意向聴取投票資格者 10 名の推薦を必要とする。

(選考基準)

第 5 条 学長候補者の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、選考会議が定める基準により、行わなければならない。

2 前項に規定する基準は別に定める。

3 第 1 項に規定する基準を定め、又は変更したとき、学長選考会議は遅滞なく公表しなければならない。

(推薦基準)

第 6 条 学長候補者の推薦に当たっては、前条に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する者を推薦するものとする。

- (1) 大学の管理運営に積極的に取り組めること。
- (2) 教育研究の業績が優れていること。

- (3) 社会貢献，国際交流に積極的に取り組めること。
- (4) その他，第1号から第3号に相当すると認められること。

(公開質疑)

第7条 選考会議は，次条に規定する意向聴取の前に，学長候補者に対する公開質疑を行うものとする。

2 前項に規定する公開質疑は，次に掲げる内容により行う。

- (1) 口頭による所信表明
- (2) 質疑応答

(意向聴取)

第8条 選考会議は，学長候補者を選考しようとする場合には，国立大学法人秋田大学(以下「本学」という。)の構成員の意向聴取を行う。

(意向聴取投票資格者)

第9条 意向聴取の投票資格を有する者は，選考会議が学長候補者の選考を公示する日に本学に在職する者で，次の各号に該当するものとする。

- (1) 学長及び理事(非常勤を除く。)
- (2) 専任の教授，准教授，講師，助教，教育文化学部附属学校園の副校長，副園長，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭
- (3) 看護部長，副看護部長，看護師長，副薬剤部長，主任薬剤師，臨床検査技師長，副臨床検査技師長，主任臨床検査技師，診療放射線技師長，副診療放射線技師長，主任診療放射線技師，理学療法士長，主任理学療法士，作業療法士長，主任作業療法士，主任歯科技工士，臨床工学技士長，主任臨床工学技士，栄養士長及び主任栄養士
- (4) 総括技術長，副総括技術長，技術長，技術専門員及び技術専門職員
- (5) 副理事，部長，課長，室長，事務長，総括主査及び主査

2 意向聴取の日に休職中の者，海外渡航中の者及び療養を命ぜられている者は，意向聴取の投票資格を認めない。

3 第1項の規定にかかわらず，選考会議の委員は，意向聴取の投票資格を認めない。

(意向聴取の方法)

第10条 意向聴取の投票は，不在者投票を認め，代理投票を認めない。

2 意向聴取の結果，選考会議が特に必要と認めた場合には，改めて意向聴取を行うことができる。その場合の投票資格者等については，選考会議が定める。

(意向聴取投票管理委員会)

第11条 意向聴取を行うため，学長選考会議に意向聴取投票管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

2 管理委員会の組織及び運営については，別に定める。

(最終の学長候補者の決定等)

第 12 条 選考会議は、推薦された学長候補者の所信内容、管理運営実績、教育研究実績、社会貢献実績、国際交流実績、意向聴取結果、人物、その他選考会議が必要とする項目について審議し、最終の学長候補者 1 名を決定する。

2 選考会議は、前項の学長候補者を決定したときは、その旨を本学に知らせるものとする。

(選考の公表及び文部科学省への申出)

第 13 条 前条第 2 項の連絡を受けたとき、本学は選考の結果、選考の理由及び選考の過程を遅滞なく公表するとともに、文部科学大臣に学長候補者の申出を行うものとする。

### 第 3 章 学長の業績の確認

(業績の確認)

第 14 条 選考会議は、選考した学長の業績について確認を行うものとする。

2 前項の確認に関する具体的な手続き等は別に定める。

### 第 4 章 学長の解任の審議等

(解任審議の機関)

第 15 条 学長の解任の審議は、選考会議が行う。

(解任の審議等)

第 16 条 選考会議における解任の審議は、国立大学法人秋田大学経営協議会(以下「経営協議会」という。)、国立大学法人秋田大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)又は選考会議からの、次に掲げる手続きに基づく発議により行う。

(1) 経営協議会委員総数の過半数の署名に、その代表者が解任の理由を付し作成した解任審議請求が選考会議に提出されたとき。

(2) 教育研究評議会委員総数の過半数の署名に、その代表者が解任の理由を付し作成した解任審議請求が選考会議に提出されたとき。

(3) 選考会議委員総数の過半数の署名に、その代表者が解任の理由を付し作成した解任審議請求が選考会議に提出されたとき。

2 選考会議は、解任理由の次条各号への当否について速やかに審議し、相当と認めた場合、解任に関する審議を開始するものとする。

3 当該審議において、選考会議は当該学長に弁明の機会を設けるものとする。

4 当該審査に係る議決については、国立大学法人秋田大学学長選考会議規程第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、選考会議委員総数の三分の二以上をもって決する。

5 選考会議は、当該審査の結果を当該学長に通知するとともに、学内外に公表する。

(解任申出の事由)

第 17 条 選考会議は、審議の結果、学長が次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学大臣に対して学長の解任の申出を行うことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認められるとき。

(3) 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き職務を行わせることが適当でないと認められるとき。

(4) その他学長たるに適しないと認められるとき。

#### 第5章 雑則

(規程の改正)

第18条 この規程を改正するときは、選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、学長候補者の選考及び学長解任の審議等に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成18年2月23日から施行する。
- 2 第8条第1項第2号に定める栄養教諭については、平成18年度予算成立日をもって施行する。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成19年7月10日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年7月30日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年9月17日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 25 日から施行する。